

令和2年2月14日提出

## 令和2年2月市議会定例会

### 説明書・参考

〔 報告第1号  
議案第10号～議案第14号 〕

島 田 市



# 説 明 書

報告第1号 専決処分の報告について（島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

平成29年6月に公布された地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）を引用する条文について整理するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第10号 島田市木でつくる未来基金条例について

令和元年度から各市町に森林環境譲与税が配分されていることに伴い、公共施設の木材利用の促進等に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、新たに条例を制定し、公布の日から施行しようとするものです。

議案第11号 島田市行政組織条例の一部を改正する条例について

簡易水道事業を水道事業に統合することを契機に、都市基盤部において処理する市長の権限に属する事務を明確にするため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第12号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

令和元年11月に定められた建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省令第3号）の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能を評価する簡易的な方法が追加されたため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第13号 市道路線の認定について

宅地分譲により寄附を受けた1路線及び民間の土地利用に伴う路線の見直しにより区間を変更する1路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第14号 市道路線の廃止について

民間の土地利用に伴う路線の見直しにより区間を変更する1路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。



# 目 次

報告第1号	専決処分の報告について（島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）	
	◇新旧条文対照表 -----	1
議案第11号	島田市行政組織条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	3
議案第12号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	5
議案第13号	市道路線の認定について	
	◇市道認定路線位置図 -----	9
議案第14号	市道路線の廃止について	
	◇市道廃止路線位置図 -----	11

（付記）

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

# 報告第1号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市病院事業の設置等に関する条例

### 新 条 文

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第13条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

# 対 照 表

旧 条 文
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第13条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

# 議案第11号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市行政組織条例

### 新 条 文

(分掌事務)

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)

ㄱ 省略

(6)

(7) 都市基盤部

ア

ㄱ 省略

カ

キ 飲料水の確保の支援に関すること。

ク 省略

(8) 省略



# 対 照 表

## 旧 条 文

(分掌事務)

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)

ㄱ 省略

(6)

(7) 都市基盤部

ア

ㄱ 省略

カ

キ 省略

(8) 省略

# 議案第12号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文						
別表 (第2条関係)						
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額	
省略						
66	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	一戸建ての住宅	省略		
				適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行うとき	省略	
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	省略	
					適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行うとき	省略
				省略		
省略						

# 対 照 表

旧 条 文						
別表（第2条関係）						
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額	
省略						
66	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	一戸建ての住宅	省略		
				適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき	省略	
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	省略	
					適合証を添付しない場合で省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行うとき	省略
				省略		
			省略			

省略

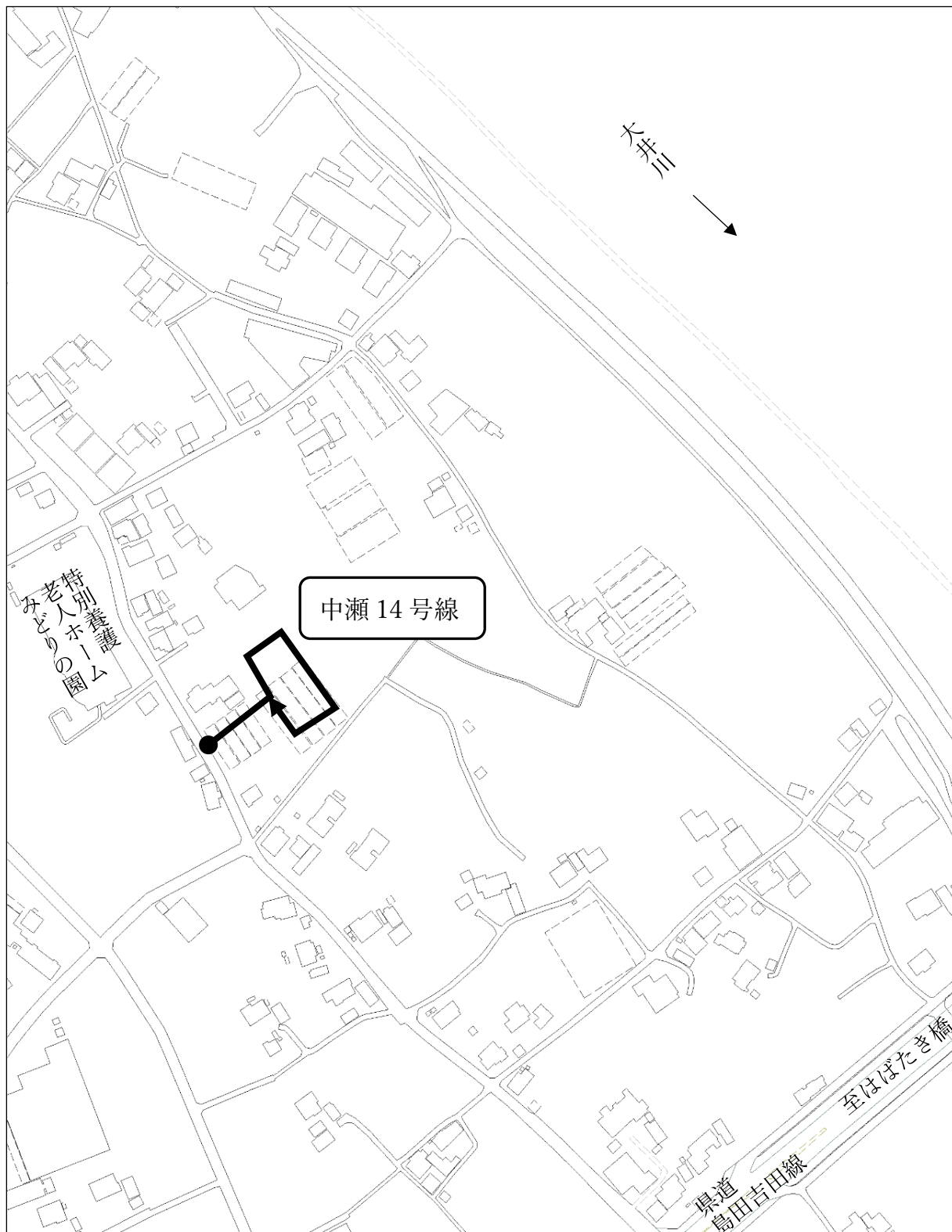
備考 省略

省略

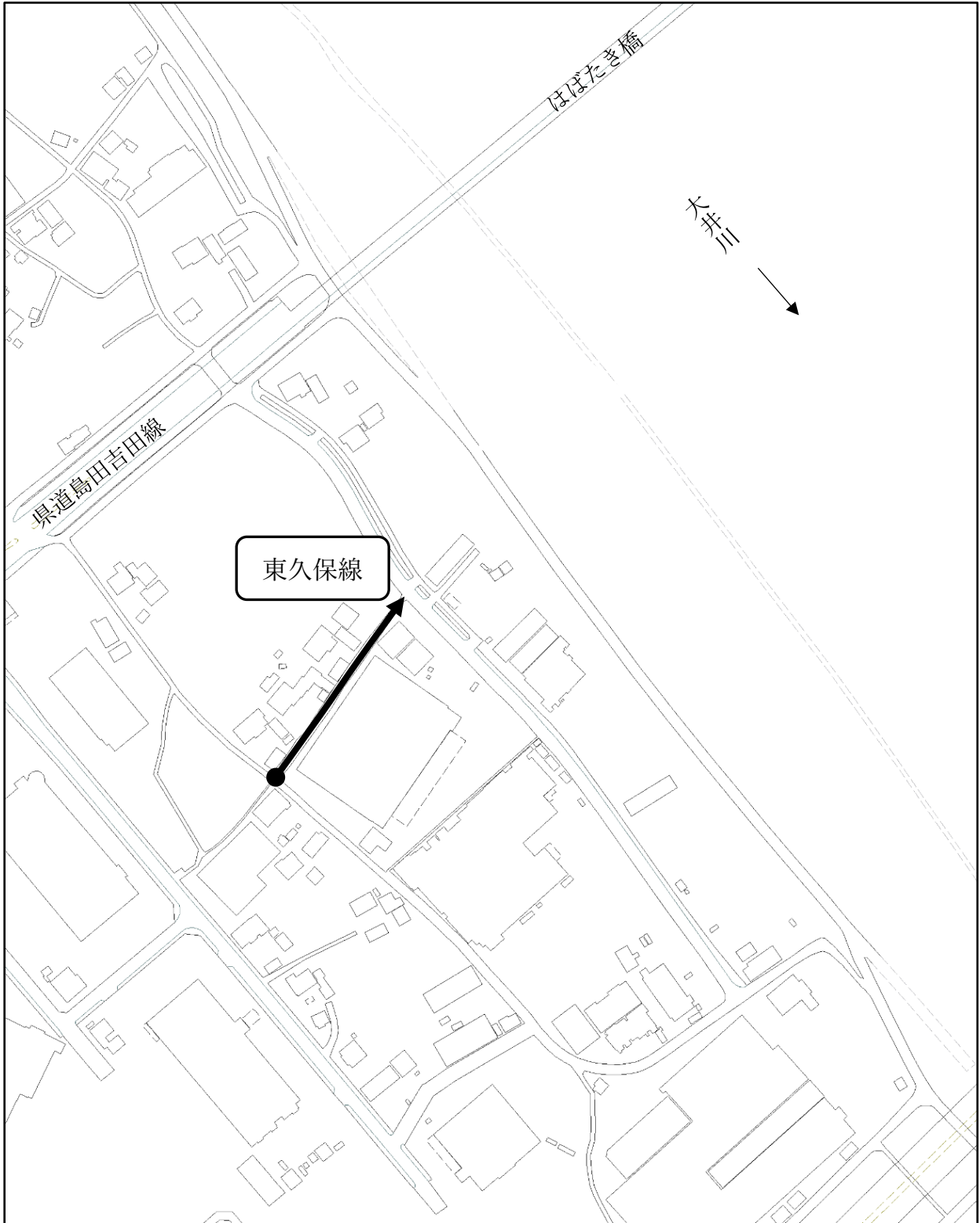
備考 省略

# 議案第13号 参 考

## 市道認定路線位置図



# 市道認定路線位置図



市道廃止路線位置図

